

奈良県告示第三百四十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前的地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の徵収の事務を委託した。

令和七年十二月二十三日

奈良県知事 山 下 真

一 徵収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の十に規定する馬見丘陵公園館研修室に係る使用料及び同表の十一に規定する馬見丘陵公園花見茶屋に係る使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 公益社団法人広陵町シルバー人材センター

所在地 北葛城郡広陵町大字南郷六四七番地

三 委託事務の取扱期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで